

# 『実証の国際法学の継承 [安藤仁介先生追悼]』 正誤表

該当箇所につきまして、以下のとおり訂正させていただきます。

---

・ 977 頁 第 2 段落

(誤) 「幸い、兼原敦子教授が発案した裁判管轄権に関する先決的抗弁を、ロウターパクト教授が見事に展開して、日本を勝利に導いた。豪州側は、みなみまぐろ条約は合意によって強制的な裁判管轄権を排除しており、かつ、国連海洋法条約は海の憲法であり、その強制的紛争解決手続きが全ての二国間条約の上位にある紛争解決手続きであるという主張を行っていた。これに対し、日本側は、豪州の主張は国家間の合意を基盤とする実定国際法の枠をはみ出しており根拠がないので、当該仲裁裁判所は本件に対して管轄権を持たないと主張したのである。」 (略)

(正) 「幸い、兼原敦子教授が発案した裁判管轄権に関する先決的抗弁を、ロウターパクト教授が見事に展開して、日本を勝利に導いた。豪州側は、国連海洋法条約は海の憲法であり、その強制的紛争解決手続きが全ての二国間条約の上位にある紛争解決手続きであるという主張を行っていた。これに対し、日本側は、みなみまぐろ条約は合意によって強制的な裁判管轄権を排除しており、かつ、豪州の主張は国家間の合意を基盤とする実定国際法の枠をはみ出しており根拠がないので、当該仲裁裁判所は本件に対して管轄権を持たないと主張したのである。」 (略)

\* 2019. 12